

インフラシステム輸出促進・日本型都市開発等普及のための専門家派遣 に係る派遣専門家 公募要領（再公募）

2016年8月8日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 赤星 康

日本貿易振興機構（ジェトロ）では、下記のとおり「インフラシステム輸出促進・日本型都市開発等普及のための専門家派遣」に係る派遣専門家を募集します。ご関心のある方は、本要領をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 事業概要：

インフラシステム案件・日本型都市開発案件の早い段階から、相手国政府機関や現地企業等の関係者にアプローチし、ターゲット国の関係者に日本の高い技術等の優位性を理解させることで、インフラシステム輸出促進・日本型都市開発プロジェクトの獲得につなげることを目的として、専門家派遣・招聘事業を実施します。

専門家派遣では、インフラシステム関連技術や都市開発のノウハウ・サービス等の売り込みをおこなう日本企業から提案を受け、ジェトロが専門家を派遣します。

採択者は、海外での自社技術・製品等を生かしたビジネス企画の下、ジェトロと協議の上、決定した内容に従って活動します。

2. 対象となる事業企画

(1) 対象地域・国： 全世界

※但し、経済発展度が中進国以上あるいは非 ODA 案件を優先します。

(2) 対象セクター： 水・廃棄物・エネルギー・鉄道・都市開発等インフラシステム関連分野全般

(3) 事業形態： ※各業務の詳細は採択後に協議の上決定します。

- 提案企業が参画（製品供給、O&M、投資・出資）を狙う個別案件の獲得に繋がることを目的とします。

※但し、随意契約等により、提案者が契約することが確実な案件、国際入札プロセスにおいて事前資格審査または入札スケジュールが公表されている案件等であって、コンプライアンスの観点から本事業の実施に問題が認められる案件を除きます。

- 獲得を狙う案件は、日本政府のインフラシステム輸出促進政策およびその他関連政策・方針と合致していることを要件とします。
- 対象国のプロジェクトサイトや関係機関への訪問およびセミナーを行います。
- 派遣は原則 1 件の応募につき 1 回のみとします。（派遣人数 5 名以下、滞在期間 1 週間程度）

- 帰国後すみやかにジェットロへの報告書提出が必要です。
- 本事業は、派遣専門家所属の日本企業からの応募申請としますが、事業提案書には提案者以外の協力企業所属の専門家や学識経験者等の外部専門家を含めることも可能です。事業実施にあたっては、ジェットロは派遣専門家所属の日本企業と外部専門家とそれぞれ業務委託契約を締結します。

3. 採択案件

2 件程度

※採択企業決定後においても、現地事業主体、派遣専門家の都合あるいは安全管理面での問題による事業中止・参加中止等が発生しても、採択企業はジェットロに対し一切の損害賠償を求めないものとします。

4. 契約形態・待遇等

(1) 契約形態

- ・ジェットロと専門家が所属する法人が専門家派遣に関する業務委託契約書を締結します。学識経験者等外部専門家の場合には、ジェットロが当該専門家と業務委託契約を行います。

(2) 待遇：

<旅費>

ジェットロの旅費規程に基づく宿泊費、日当、査証など渡航に係る雑費、および本邦・当該国・都市間の航空券（往復）現物を支給。

<技術料>

ジェットロ規定に基づく技術料

<その他>

現地活動費（通訳雇用費、資料翻訳費、印刷代等）のうち、ジェットロが認めたもののみ支給。

※但し、以下の経費は、原則、本事業の遂行に必要な経費としては認めません。

- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・現地事業主体、派遣専門家の都合あるいは安全管理面での問題による事業中止・参加中止等に伴って発生する渡航費・活動費等に係るキャンセル料等。

(3) 各者の主な役割： ※詳細は別途協議の上、調整する。

① 専門家および委託先法人：

- ・現地スケジュールアレンジ（訪問先との調整を含む）
- ・現地訪問（面談、セミナー開催等）
- ・報告書の作成
- ・アンケートの提出

②ジェトロ：

- ・ 専門家の旅費および現地活動費の支給（ジェトロが認めたもののみ）
- ・ 現地活動におけるアドバイスおよびサポート
- ・ 現地同行（必要に応じ）

5. 応募条件

事業の提案者は次の条件を満たす法人とします。

- (1) 当該国におけるインフラシステム関連技術や都市開発のノウハウ・サービス等の案件に関し、製造あるいはO&Mあるいは投資・出資する意欲および能力のある日本登記法人。
- (2) 本事業を運営・管理できる能力を有しており、本事業を実施するための実施体制および管理体制が整備されていること
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと
- (4) 本件公募公告の日から応募締切日までの期間、契約に関しジェトロから指名停止措置を受けていないこと
- (5) 国内外の法令に反する業務、公序良俗に反する業務を行っていないこと
- (6) 反社会勢力、またはこれに類似する企業・団体・個人でないこと
- (7) 事業に必要とされる専門性と専門家の専門分野が合致していること
- (8) 本事業の進捗・成果についての報告書作成が可能であること
- (9) 事業の成果把握のためにジェトロが実施するアンケート等に協力いただけること

6. 応募方法

(1) 提出書類

- ① 「応募申請書」
- ② 「事業提案書」

※提出いただいた書類は返却いたしません。

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業 採択手続きのために利用します。

(2) 募集期間

2016年8月8日（月）～9月1日（木）

(3) 提出方法：

上記提出書類全てを郵送または持込により9月1日（木）17時00分までに提出してください。（郵送の場合は必着のこと）

(4) 提出先・お問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ） ものづくり産業部 環境・インフラ課 （担当：中西、山川）

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Email: mic@jetro.go.jp ※質問は Email のみで受付いたします。電話・FAXではお受けできません。

7. 審査・採択

(1) ジェトロ担当者および外部委員にて審査を行い決定します。尚、募集期間終了後一次選考までの間に必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する場合があります。

(2) 審査基準

【1次選考】

1. 応募条件を満たし、必要な書類が整っている。
2. 随意契約等により、提案者または協力事業者が契約することが確実な案件ではない。
3. 国際入札プロセスにおいて事前資格審査または入札スケジュールが公表されていてコンプライアンスの観点から本事業の実施に問題があると認められる案件ではない。
4. 個別案件を獲得するための活動の一環とみとめられる専門家派遣計画である。
5. 個別案件の獲得にあたって日本企業同士のみでの競合になっていない。
6. 事業に必要なとされる専門性と専門家の専門分野が合致している。
7. 派遣される専門家は刑事罰を受けていない（係争中を含む）
8. 派遣される専門家は出張対応が可能で健康状態が良好である。

【2次選考】

評価基準	ポイント
1. 案件の妥当性	(1) インフラシステム輸出戦略・日本政府関係機関の優先度と合致しているか。 (2) 対象国・対象セクターがジェトロの事業目的と整合しているか。 (3) 個社支援にとどまらず終了後に同地域・同分野への成果展開が可能か。 (4) 他国との競合状況の把握・日本の優位性が明確か。 (5) 資金組成の可能性を含め案件実現の蓋然性が高いか。
2. 計画の妥当性	(1) 十分に能力のある専門家が選定されているか。 (2) 訴求対象となる現地関係者がプログラムに協力する意志があることを確認できているか。 (3) 妥当なスケジュール・プログラムが明示されているか。 (4) 不確定要素やリスクファクター把握とその対処が検討されているか。
3. 提案企業の資質	(1) 事業責任者のコミットメントが取れているか。 (2) 実施体制がきちんと組まれているか（事業担当者・経理担当者等）。 (3) 事業企画内容に対する専門知識・ノウハウがあるか。 (4) 応募する分野・領域に関する実務に通じ、ネットワークを有しているか。 (5) 事業対象相手国の関係者との幅広いネットワークを有しているか。

8. 採択までの流れとスケジュール

(1) 公募説明会（任意参加）

2016年8月22日（月）15：00～16：00

場所：ジェトロ本部9階C会議室（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル）



(2) 応募〆切

2016年9月1日（木）17:00（時間厳守）

※書類不備の場合は受付完了となりませんので、ご注意ください。

※締め切りを過ぎた書類は一切受け付けることができませんのでご了承ください。



(3) 第一選考（書類審査）

提出された書類に基づき、応募資格の確認および事業計画書等の内容について評価基準に沿って審査します。

●一次選考結果通知予定日：2016年9月上旬

※書面にて結果を通知します。不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。



(4) 第二次選考（プレゼンテーション審査）

一次選考通過企業のみ、1社40分間のプレゼンテーション審査（10分：企業プレゼンテーション、30分：質疑応答）を実施します。

●開催日時：2016年9月中旬（予定）

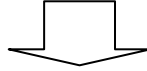
※一次選考通過企業に対し、個別に日程をお知らせします。

●開催場所：ジェトロ本部（東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル内）



(5) 採択結果通知

- 採択結果通知：2016年9月下旬予定 書面にて結果を通知します。
- ※不採択理由等の問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。



(6) 採択後の流れ

- 覚書締結・事業開始：2016年10月以降（実施のタイミングは案件ごとに異なる）
- 事業終了：2017年2月末日まで（実施のタイミングは案件ごとに異なる）
- 報告書提出：事業終了後2週間以内
- ジェットロからの経費支払い：報告書提出内容確認後、40日以内

9. 採択後の契約書締結、報告書の提出

(1) 契約締結準備：

採択後、採択された企業とジェットロとで面談等を実施し、契約書締結準備を行います。企画書の内容に大幅な変更があった場合や応募資格を満たさない場合等により契約締結を見送る可能性もあり、採択は契約締結を保証するものではありません。

なお、採択企業との契約締結にあたっては、ジェットロの内規に基づき競争参加資格をあらかじめ取得する必要があります。競争参加資格の詳細は以下のジェットロ WEB サイトをご参照ください。 (<http://www.jetro.go.jp/procurement/registration>)

(2) 契約締結および事業実施

採択された企業は契約締結準備を経て、契約を締結し、契約書に従って事業を遂行します。締結期間は契約締結日～2017年3月31日です。事業は遅くとも 2017年2月末日までに完了してください。

(3) 事業報告書

派遣専門家は、本事業の成果物として、事業実施報告書を指定項目に基づき作成し、事業実施後2週間以内にジェットロへ提出してください。

※事業実施報告書の著作権は、原則としてジェットロに帰属します。

本事業の採択企業については、公表します。事業内容については、セミナーや報告書等各種手法により、採択企業との協議を経た上で、事業実施報告書を公表することがあります。

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上